

耐火ケーブルの適用範囲に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

耐火ケーブルの適用範囲に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 E15(Rev.2)において、火災の際に使用される装置のケーブルが火災の危険の高い区域を通過する場合には、当該ケーブルを耐火ケーブルとすることが要求されている。

同統一規則においては、火災の危険の高い区域として、MSC/Circ.1120 で定義される火災の危険がほとんどない又は全くない区域が含まれていたことから、IACS において見直しが行われた結果、耐火ケーブルの適用範囲を MSC/Circ.1120 と整合させることが合意された。当該要件の明確化は業界からの要望も強かったことから、同統一規則の改正作業は完了していなかったものの、2014 年 2 月に当該合意に基づき既に関連規定を改めている。

更に、同統一規則においては、非常用消火ポンプについて、追加の見直しが検討され、主消火ポンプ及び関連設備が設置される機関区域で火災が起きた際に、非常用消火ポンプが使用不能とならないよう、非常用消火ポンプに接続するケーブルは主消火ポンプ及び関連設備が設置される機関区域を避けて敷設し、その他の火災の危険の高い区域を通過する場合には耐火ケーブルとする IACS 統一規則 E15(Rev.3)を 2014 年 12 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 E15(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

非常用消火ポンプに接続するケーブルの敷設に関する要件を改めた。